

大阪地方労働審議会港湾労働部会 開催結果

- 1 開催日 令和5年1月23日（月）

- 2 開催場所 中央大通 FN ビル 18階 大会議室
大阪市中央区常盤町1-3-8

- 3 出席委員 公益委員 2名
労働者委員 5名
使用者委員 5名
専門委員 2名
(定数各5名。ただし専門委員については2名)

- 4 内 容
 - (1) 大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について
 - (2) 港湾労働者派遣制度の活用状況等について
 - (3) その他

第22回大阪地方労働審議会港湾労働部会

大阪労働局 説明資料（1）

令和5年1月23日

令和4年度 港湾雇用安定等計画の取り組み状況

港湾雇用安定等計画	大阪港における取り組み状況
<p>1 計画の基本的考え方</p> <p>(1) 計画のねらい この計画は、港湾労働法施行令（昭和63年政令第335号）別表の上欄に掲げる港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾。以下「6大港」という。）における港湾労働者に係る労働力の需給の調整、雇用の改善並びに能力の開発及び向上に関し、国、都府県、港湾労働者雇用安定センター、事業主及び事業主団体が講ずべき措置の指針を示すものである。</p> <p>(2) 計画の背景と課題 イ 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上の現状 港湾運送事業は、貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴（以下「港湾運送の波動性」という。）を有しており、個別の企業において常用労働者のみによって荷役作業を処理することには限界があり、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にある。企業外労働力として日雇労働者に依存することは労働者の雇用の安定上も問題があるだけでなく、その就労に際し、第三者が不当に介入する弊害も生ずるおそれがある。また、港湾運送事業主には、中小企業が多いこともあり、次に掲げるように、労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上については、一部の事項について改善しているものの、荷待ちのために待機時間が発生しやすいこと等の港湾運送事業の特性もあり、全体としては、他の産業に比してなお改善の余地のある状況となっているところである。</p> <p>(イ) 労働時間 賃金構造基本統計調査によると、港湾労働者の平成29年6月における月間実労働時間は196時間（190時間（平成24年6月））となっており、全産業の労働者の平成29年6月における月間実労働時間である178時間（178時間（平成24年6月））に比して長くなっている。</p> <p>また、賃金構造基本統計調査によると、港湾労働者の平成29年6月における月間所定労働時間は全産業の労働者の同月における月間所定労働時間に比して短くなっている一方、港湾労働者の同月における月間所定外労働時間は35時間（28時間（平成24年6月））となっており、全産業の労働者の平成29年6月における月間所定外労働時間13時間（13時間（平成24年6月））に比して長くなっている。</p> <p>(ロ) 週休二日制の導入状況 港湾運送事業雇用実態調査によると、6大港の港湾運送事業所のうち何らかの形で週休二日制を導入している事業所の割合は、平成30年6月30日現在で87.8%（87.4%（平成25年6月30日））となっており、就労条件総合調査による全産業の平成30年1月1日現在における何らかの週休二日制の</p>	

導入割合である 87.2% (85.3% (平成 25 年 1 月 1 日)) と同程度となっているところである。

(ハ) 退職金制度等の有無

港湾運送事業雇用実態調査によると、6 大港の港湾運送事業所のうち退職金制度を導入している事業所の割合は、平成 30 年 6 月 30 日現在で 88.0% となっており、就労条件総合調査による全産業の平成 30 年 1 月 1 日現在における退職給付制度の導入割合である 80.5% に比して導入率が高くなっているところである。

(ニ) 教育訓練

港湾運送事業雇用実態調査によると、港湾運送事業主の行う教育訓練は、平成 30 年 6 月 30 日現在で、6 大港の 67.4% (69.1% (平成 25 年 6 月 30 日)) の港湾運送事業所で実施されている。

ロ 今後の港湾労働対策の課題

(イ) イで述べたように、港湾労働の分野においては、港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上について更に改善すべき状況にあるが、これに加え、近年、港湾労働を取り巻く環境は大きく変化しているところである。

a 規制改革の影響を踏まえた取組の継続

6 大港における港湾運送事業に係る規制改革以来、港湾運送事業主に対して、事業の一層の効率化及びサービスの多様化の要請が強まり、港湾労働者の雇用の安定が損なわれることが懸念されてきた。このため、これまでも港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立に資する施策に取り組んできたところであるが、これらの取組を引き続き講ずる必要がある。

b 近代的荷役の進展

貨物輸送のコンテナ化、コンテナ船の大型化、荷役作業の機械化、設備の近代化等近代的荷役がより一層進展していることや、港湾運送事業に係る規制改革により、港湾運送事業主に対してより効率的な経営が求められていることに伴い、港湾労働者自身が高度な技能・技術を習得することに加え、港湾運送事業主においても高度な技能労働者を確保することが課題となっている。このため、高度な技能労働者の確保に資する施策を引き続き講ずる必要がある。

c 港湾運送の波動性への対応

貨物輸送のコンテナ化等近代的荷役の進展にもかかわらず、港湾運送の波動性は依然として存在しており、港湾運送事業に係る規制改革以来、港湾運送事業主はより効率的な経営を求められている。このため、港湾運送の波動性に効率的かつ的確に対応するための施策を引き続き講ずる必要がある。

(ロ) 今後の港湾労働対策においては、(イ)を踏まえ、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための施策の推進、港湾労働者派遣制度の適切な運営及び有効活用の促進等を通じて、引き続き港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図っていくことが重要である。

(ハ) 港湾運送業界については、高齢化の進展や低調な入職率等により、このままでは将来的に技能労働者が不足する懸念があり、若年労働者の確保・育成が極めて重要な課題となっている。

また、昨今の働き方改革を巡る様々な議論・取組が社会全体で行われる中、港湾労働対策の推進に当たっても、労働時間の問題を始めとする様々な課題への対応が求められている。

これらの状況を踏まえ、労働条件の改善・雇用環境の整備等を通じた魅力ある職場づくりの推進について、行政はもとより、労使も含めて引き続き議論を行うとともに、将来の発展を見据えた取組を行う必要がある。

(3) 計画の期間

計画の期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までとする。

2 港湾労働者の雇用の動向に関する事項

(1) 港湾運送量の動向

6 大港における港湾運送量は、船舶積卸量が 5 億 9 百万トンであった平成 13 年度以降再び増加傾向にあり、平成 28 年度においては 6 億 6 千 3 百万トンとなっている。また、6 大港における船舶積卸量に占めるコンテナ貨物の割合は、平成 10 年度には 60%を超え、その後も引き続き上昇傾向にあり、平成 28 年度においては 69.4%となっているところである。

このような近代的荷役の進展にもかかわらず、港湾運送の波動性は依然として存在しているところである。

(2) 港湾労働者の雇用の動向

イ 労働者数

6 大港における年度平均常用港湾労働者数は、28,958 人であった平成 14 年度以降増加傾向にあり、平成 29 年度においては 33,746 人となっているところである。

ロ 就労状況

6 大港における港湾労働者の月間平均就労延日数は、約 50 万 8 千人日であった平成 14 年度以降増加傾向にあり、平成 29 年度においては約 55 万人日となっているところである。そのうち常用港湾労働者の月間平均就労延日数は、港湾労働者の雇用の安定を図るための企業常用化の推進により、約 53 万 3 千人日（港湾労働者派遣制度に係る派遣労働者の就労日数を含む。）で、全体の 96.8%を占めるに至っているところである。

ハ 入職率及び離職率

6 大港における港湾労働者の入職率は一貫して低い割合となっており、雇用動向調査によると、平成 29 年の全産業における労働者の入職率は 16.0%となっているのに対し、一般財団法人港湾労働安定協会の調査によると、同年の 6 大港における港湾労働者の入職率は 8.9%にとどまっている。また、

2 港湾労働者の雇用の動向に関する事項

(1) 港湾運送量の動向

令和 3 年度における大阪港の船舶積卸量は約 99 百万トンと、令和 2 年度の約 96 百万トンに比べて約 3.3%増加している。

(2) 港湾労働者の雇用の動向

イ 労働者数

令和 4 年 11 月末時点の大阪港における常用港湾労働者数は、6,995 人となっており、前年同月の 7,125 人と比較して約 1.8%減少している。

ロ 就労状況

大阪港における港湾労働者の令和 3 年度月間平均就労延数は、126,719 人日となっており、令和 2 年度の 125,679 人日に比べ約 0.8%増加している。また、そのうち常用港湾労働者の月間平均就労延数は 126,183 人日で、全体の約 99.6%を占めている。

離職率についても同様の傾向が見られるところであり、雇用動向調査によると、同年の全産業における労働者の離職率が14.9%となっているのに対し、一般財団法人港湾労働安定協会の調査によると、同年の6大港における港湾労働者の離職率は8.4%となっているところである。

二 港湾労働者の年齢構成

港湾労働者の平成29年における高齢者割合（50歳以上の者の比率）は25.2%となっており、全産業の労働者の29.3%に比して低い水準となっている。一方、平成25年における港湾労働者の同割合は20.4%、全産業の労働者の同割合は27.4%であったことから、港湾労働者の高齢化は他産業と比べ急速に進展しているといえる。

3 労働力の需給の調整の目標に関する事項

（1）労働力の需給の調整の目標

港湾労働法（昭和63年法律第40号）は、事業主に雇用される常用労働者による荷役処理を原則としているところであるが、近年、コンテナ輸送の増大等、港湾における輸送革新はより一層進展しているところであり、港湾運送の分野においては、高度な技術・技能を有する労働者をより積極的に活用していく方策が求められているところである。このため、港湾運送の業務に従事する労働者については、常用労働者として雇用し、計画的に教育訓練を行うことにより、高度な技術・技能を有する労働者を養成していくことが重要である。また、日雇労働者の就労に際し、第三者が不当に介入することによる弊害が発生するおそれがあることから、このような問題を回避するためにも、港湾運送の業務については、基本的に常用労働者で対応することが適当である。

このような観点から、港湾における荷役作業については、各事業主に雇用される常用労働者による対応を原則としており、港湾運送の波動性に対応した企業外労働力については、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される他の事業主に雇用される常用労働者による労働力の需給の調整が原則とされ、港湾労働者派遣制度を利用したにもかかわらず必要な労働力を確保できない場合には公共職業安定所の紹介による日雇労働者の雇入れが認められ、かつ、適格な求職者の紹介が受けられない等の場合に限り日雇労働者の直接雇用が例外的な措置として認められているところである。

これらのことを踏まえ、港湾における荷役作業については、今後とも、各事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とし、企業外労働力としては港湾労働者派遣制度による他の事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とすることについて徹底を図ることにより、港湾労働者の常用化を更に推進するとともに、事業主に雇用される常用労働者の雇用の安定に一層努めることとする。

（2）労働力の需給の調整に関して講ずべき措置

イ 国及び都府県が講ずる措置

二 港湾労働者の年齢構成

令和4年11月末現在	（構成比）	（対前年同月比）
30歳未満	1,042人	14.9% △7.9%
30歳以上40歳未満	1,437人	20.5% △5.8%
40歳以上50歳未満	1,941人	27.7% △1.2%
50歳以上	2,575人	36.8% 2.9%
合計	6,995人	

（令和4年11月末現在 平均年齢 44.14歳）

3 労働力の需給の調整の目標に関する事項

（1）労働力の需給の調整の目標

港湾荷役作業については、企業常用労働者による対応を基本とし、港湾運送の波動性に対応する企業外労働力としては、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される他の事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とすることについて一層の徹底を図る。

（2）労働力の需給の調整に関して講ずべき措置

イ 労働局及び公共職業安定所が講ずる措置

<p>(イ) 港湾労働法の趣旨及び目的の徹底を図るための事業主に対する指導の実施</p> <p>事業主の企業外労働力への安易な依存を排除し、港湾労働者の常用化を促進するため、事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行うことにより、港湾における荷役作業については、各事業主に雇用される常用労働者によって処理することを原則とする港湾労働法の趣旨及び目的の更なる周知徹底を図る。</p> <p>(ロ) 港湾労働者の常用化の推進</p> <p>公共職業安定所において、常用労働者に係る適格な求職者の紹介の実施、求人・求職情報の積極的な提供等を行い、港湾労働者の常用化の推進を図る。</p> <p>(ハ) 港湾労働者派遣制度の適正な運営及び有効活用の促進</p> <p>港湾労働者派遣制度の適正な運営により、常用労働者の就労機会の確保及び雇用の安定を図るため、事業主に対し、同制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、必要な指導を行う。</p> <p>また、同制度の実施状況の的確な把握に努め、港湾労働者からの港湾労働法第 44 条第 1 項の規定に基づく申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。</p> <p>これらの取組に当たっては、一般財団法人港湾労働安定協会と協力し、同制度の一層の周知に努めるとともに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。</p> <p>(ニ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応</p> <p>平成 29 年度における直接雇用の日雇労働者の月間平均就労延日数は 16,079 人日で、港湾労働者全体の 2.9%を占めている。平成 24 年度以降、当該割合は横ばいとなっており、これまで当該割合が減少するよう努めてきたところであるが、減少に結びついていない状況にある。</p> <p>このため、公共職業安定所において、事業主が求める人材と日雇労働者が有する技能・経験等とのマッチングが、荷役の種類の違いなど各港湾における固有の事情を踏まえつつ円滑に行われるよう、事業主及び事業主団体とも連携しつつ、適格な求職者の紹介のための機能の充実・強化を図り、必要な労働力の確保に努めることとする。</p> <p>また、各事業主における直接雇用の日雇労働者の使用状況の的確な把握に努め、直接雇用の日雇労働者を多数使用する事業主に対し、雇用管理に関する勧告を含め必要な指導を行い、直接雇用の日雇労働者の月間平均就労延日数の減少に更に努めることとする。</p> <p>(ホ) 雇用秩序の維持</p> <p>港湾における雇用秩序が維持されることは、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図る観点から必要不可欠である。</p> <p>このため、港湾労働法遵守強化旬間等を通じて、港湾関係者の遵守意識の一層の高揚を図るとともに、雇用秩序連絡会議の積極的開催、港湾労働者からの港湾労働法第 44 条第 1 項の規定に基づく申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施、雇用管理に関する適時適切な勧告等により、違法就労の防止を図ることとする。</p>	<p>(イ) 港湾労働法の趣旨及び目的の徹底を図るための事業主に対する指導の実施</p> <p>事業主や雇用管理者を対象とした雇用管理者研修会及び関係事業主に対して事業所訪問等を行い、港湾労働法の趣旨を徹底するための周知啓発及び指導を行う。</p> <p>○雇用管理者研修会 (11 月 11 日、参加者 55 名) ○事業所訪問指導 (令和 4 年 11 月末現在 39 社)</p> <p>(ニ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応</p> <p>大阪港における各事業主による直接雇用日雇労働者の利用状況の的確な把握に努め、直接雇用日雇労働者を多数使用する事業主に対して、必要な指導を行い、直接雇用日雇労働者の利用の減少に努める。</p> <p>なお、大阪港における令和 3 年度の直接雇用日雇労働者就労延数は、合計 1,467 人日と、港湾労働者全体の就労延数の約 0.1%となっている。</p> <p>(ホ) 雇用秩序の維持</p> <p>港湾労働法遵守強化旬間の各種事業を通じて、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、事業所訪問指導、現場パトロール、合同立入検査、港湾雇用秩序連絡会議の開催及び同委員による共同パトロール等の強化により、違法就労の防止を図る。</p> <p>また、大阪港ワッペン委員会と連携を図りながら、ワッペン制度のなお一層の定着に向けて、周知・啓発を行う。</p> <p>○港湾労働法遵守強化旬間 (11 月 21～30 日) ○雇用管理者研修会 (11 月 11 日、参加者 55 名)</p>
---	---

また、現場パトロール等の際に、色分けされた港湾労働者証を確認し、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）違反の疑いがある事態を把握した場合は、管轄の地方運輸局等と速やかに情報共有を行うなど、取組の実効性の確保を図る。

さらに、港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫（以下「港湾倉庫」という。）については、より適正に制度を運用していくという観点から、港湾倉庫に該当するか否かの調査、それに当たっての貨物量の算定の基準の在り方等について、各港湾の実情を踏まえつつ検討を行う。

（へ） 港湾労働者雇用安定センターに対する指導及び助言の実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給の調整を実施するため、港湾労働者雇用安定センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。

（ト） 派遣法等の適正な実施を図るための事業主に対する指導の実施

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）又は職業安定法（昭和22年法律第141号）に違反する形態による労働力の需給調整については、港湾における雇用秩序を混乱させるものであることから、その是正指導及び防止の更なる徹底を図る。

また、共同受注・共同就労については、それぞれの作業が適正な請負として実施される必要がある。このため、共同受注・共同就労を労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）に照らし適切な請負として実施すべきことについて、事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行う。

ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

（イ） 事業主支援業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、事業主及び事業主団体と密接な連携を図り、港湾労働者派遣契約の締結のあっせんを行うに際し、港湾労働者に従事させようとしている業務の具体的内容又は当該業務に従事するに際して必要な技能等に関する港湾派遣元事業主又は港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からのあっせん申込み内容をきめ細かに収集又は確認の上であっせん先に対して情報提供を行う等港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者の双方の要請を満たせるよう、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。

（ロ） 雇用安定事業関係業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、派遣労働者に従事させようとする業務の内容等、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からの労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細かに確認するとともに、派遣元責任者に

- 事業所訪問指導（令和4年11月末現在 39社）
- 現場パトロール（令和4年11月末現在 48回）
- 合同立入検査（6月22日、10月21日、2月予定）
- 港湾雇用秩序連絡会議（7月5日、10月24日）
- 港湾雇用秩序連絡会議委員による共同パトロール（7月8日、11月25日、11月29日）
- 大阪港ワッペン委員会（9月26日、12月9日、12月23日）

（へ） 港湾労働者雇用安定センターに対する指導及び助言の実施

港湾労働者雇用安定センターと定期的に連絡会議を開催し、連携を図るとともに、同センターが行う業務の実施について必要な指導及び助言を行う。

- センターとの事務打合せ（令和4年11月末現在 15回）

ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

（イ） 事業主支援業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、事業主及び事業主団体と密接な連携を図り、港湾労働者派遣契約の締結のあっせんを行うに際し、港湾労働者に従事させようとしている業務の具体的内容又は当該業務に従事するに際して必要な技能等に関する港湾派遣元事業主又は港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からのあっせん申込み内容をきめ細かに収集又は確認の上であっせん先に対して情報提供を行う等港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者の双方の要請を満たせるよう、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。

（ロ） 雇用安定事業関係業務の適正な実施

事業主、港湾労働者その他の関係者に対して、港湾労働者派遣事業に関する相談その他の援助を行う。

<p>対する研修を行うほか、事業主、港湾労働者その他の関係者に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。</p> <p>ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置 (イ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応 日雇労働者の直接雇用については、その縮小に向け、公共職業安定所において、荷役の種類の違いなど各港湾における固有の事情に応じた適格な求職者の紹介のための機能の充実・強化を図ることとしていることから、それに係る取組に対して積極的に協力する等、直接雇用の日雇労働者の利用が例外的となるよう努める。</p> <p>(ロ) 手続の適正な実施 港湾労働法に定められた届出、報告等の手続を適正に実施する。</p> <p>(ハ) 港湾労働者雇用安定センターへの協力 港湾労働者派遣制度による効率的かつ確かな労働力の需給調整を実施するため、港湾労働者の派遣の送り出し又は受入れを求める場合には、港湾労働者雇用安定センターに対して、港湾派遣労働者に従事させる予定の具体的な業務内容又は当該事業に従事するに際して港湾派遣労働者に必要とされる技能等事業所における港湾労働者の需給の状況に関する限り具体的かつ詳細な情報を積極的に提供しよう努めるとともに、港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力しよう努める。</p> <p>(ニ) 事業主団体が講ずる措置 事業主が講ずる(イ)から(ハ)までの措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。</p> <p>4 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項</p> <p>(1) 雇用の改善を促進するための方策 イ 国が講ずる措置 我が国の港湾における国際競争力を確保する観点から、人的資源の有効活用が図られるよう、港湾労働者の福利厚生について必要な対策を実施しよう努める。また、雇用管理者の選任の徹底、雇用管理改善の重要性の周知等により、事業主の雇用管理の改善の一層の促進及びその実効性の確保を図るとともに、港湾運送事業に係る規制改革等の港湾労働を取り巻く環境の変化等により、労働時間や労働災害の増加、労働保険への未加入、その他労働環境の悪化が生ずることのないよう、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令に定める労働条件の基準の遵守の更なる徹底や労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 6 条に規定する労働災害防止計画の効果的な推進等を図るとともに、関係者の協力を得つつ必要な対策を実施しよう努める。</p> <p>ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置 港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した雇用管理</p>	<p>ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置 (イ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応 日雇労働者の直接雇用については、その縮小に向け、公共職業安定所において、荷役の種類の違いなど各港湾における固有の事情に応じた適格な求職者の紹介のための機能の充実・強化を図ることとしていることから、それに係る取組に対して積極的に協力する等、直接雇用の日雇労働者の利用が例外的となるよう努める。</p> <p>(ロ) 手続の適正な実施 港湾労働法に定められた届出、報告等の手続を適正に実施する。</p> <p>(ハ) 港湾労働者雇用安定センターへの協力 港湾労働者派遣制度による効率的かつ確かな労働力の需給調整を実施するため、港湾労働者の派遣の送り出し又は受入れを求める場合には、港湾労働者雇用安定センターに対して、港湾派遣労働者に従事させる予定の具体的な業務内容又は当該事業に従事するに際して港湾派遣労働者に必要とされる技能等事業所における港湾労働者の需給の状況に関する限り具体的かつ詳細な情報を積極的に提供しよう努めるとともに、港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力しよう努める。</p> <p>(ニ) 事業主団体が講ずる措置 事業主が講ずる(イ)から(ハ)までの措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。</p> <p>4 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項</p> <p>(1) 雇用の改善を促進するための方策 イ 労働局及び公共職業安定所が講ずる措置 雇用管理者の選任の徹底等により事業主の雇用管理の改善の一層の促進を図るとともに、労働条件等の改善に向けて指導・援助に努める。</p> <p>また、港湾区域における港湾労働法等の適用関係について、それらの運用の斉一化を図るため、関係者に対する周知徹底を図る。</p> <p>○雇用管理者研修会（11 月 11 日、参加者 55 名）</p> <p>ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置 港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した雇用管理</p>
--	--

者研修及び事業主を対象とする雇用管理の改善に関する相談その他の援助を実施する。

ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置

事業主は、雇用管理者を選任し、その資質の向上を図るとともに、計画的な港湾労働者の募集等を行う。また、福利厚生充実等雇用管理の改善を促進し、港湾運送事業の雇用機会としての魅力づくりに努める。

また、日曜・夜間荷役が継続的に行われる場合には、労使間の協議に基づき、交替制勤務の導入等による所定外労働時間の削減等適切な雇用管理の実施を図るほか、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された港湾貨物運送事業労働災害防止協会の活動を通じ、事業主が協力して労働安全衛生対策を講ずる等、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した労働環境の整備に努める。

事業主団体は、事業主の講ずる措置について、必要な助言その他の援助を行う。

（2）能力の開発及び向上を促進するための方策

イ 国が講ずる措置

（イ）港湾荷役作業の革新化等に対応した教育訓練の拡充

港湾運送事業における荷役のうち、ガントリークレーン等を使用する革新荷役が占める割合が高水準で推移している等港湾荷役作業の革新化が6大港全体で進展していることに伴い、事業主の訓練ニーズも多様化していることから、当該ニーズに的確に対応した訓練内容の一層の充実・強化に努め、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。

（ロ）港湾労働者に対する教育訓練の支援

港湾職業能力開発短期大学校を始めとする公共職業能力開発施設において、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した港湾運送業務に係る職業訓練の効率的な実施に努めるほか、講師の派遣や施設の提供等事業主が行う教育訓練を支援する。

また、各港湾いずれにおいても必要な港湾に関する知識又は技能に関する一般的な研修について、公共職業能力開発施設、港湾技能研修センター等と連携を図りつつ、個別の港湾におけるその実施機会の拡大に努める。

ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

（イ）港湾荷役作業の革新化等に対応した教育訓練の拡充

荷役機械の技術革新の進展等に伴う訓練ニーズの多様化に的確に対応するため、新たに神戸市に移転される港湾技能研修センターにおいて、訓練内容の一層の充実・強化を図り、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。

（ロ）相談援助及び各種講習の実施等

港湾労働者に対する相談援助やニーズに対応した各種講習を実施するほか、認定職業訓練施設に対する補助金制度を活用すること等による運営基盤の強化並びに港湾労働者の能力

者研修会及び事業主を対象とする雇用管理の改善に関する相談その他の援助を実施する。

○雇用管理者研修会（11月11日、参加者55名）

ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置

事業主は、雇用管理者を選任し、その資質の向上を図るとともに、計画的な港湾労働者の募集等を行う。また、福利厚生充実等雇用管理の改善を促進し、港湾運送事業の雇用機会としての魅力づくりに努める。

事業主団体は、事業主の講ずる措置について、必要な助言その他の援助を行う。

○雇用管理者選任状況（令和4年11月末現在182事業所）

（2）能力の開発及び向上を促進するための方策

イ 労働局及び公共職業安定所が講ずる措置

港湾運送に必要な労働力の確保と雇用の安定のため、各種教育訓練施設の周知を図り、利用の促進を促す。

ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

（イ）港湾荷役作業の革新化等に対応した教育訓練の拡充

荷役機械の技術革新の進展等に伴う訓練ニーズの多様化に的確に対応するため、新たに神戸市に移転された港湾技能研修センターにおいて、訓練内容の一層の充実・強化を図り、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。

（ロ）相談援助及び各種講習の実施等

港湾労働者に対する相談援助やニーズに対応した各種講習を実施するほか、認定職業訓練施設に対する補助金制度を活用すること等による運営基盤の強化並びに港湾労働者の

<p>の開発及び向上に対する事業主の自覚の高揚に努め、事業主に対して港湾技能研修センターの積極的利用を促す。</p> <p>ハ 事業主が講ずる措置</p> <p>荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化に留意しつつ、その雇用する港湾労働者の職業生活の全期間を通じた段階的かつ体系的な教育訓練を行うよう配慮する。</p> <p>5 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項</p> <p>(1) 国が講ずる措置</p> <p>イ 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するための事業主に対する指導等の実施</p> <p>港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保し、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、事業主に対し、同制度の趣旨を徹底するとともに、労働者派遣契約の締結に際して、港湾労働者雇用安定センターのあっせんを受けることが適当であること、港湾労働者派遣事業は自己の営む港湾運送事業に付随して行うことが適当であること、港湾労働者派遣の役務を専ら特定の者に一方的に提供することを目的として活用すること及び労働者を専ら派遣就業に従事させることは適当ではないこと、労働者を港湾労働者派遣制度の対象としようとする場合にはあらかじめ本人の同意が必要であること、港湾労働者派遣の対象としようとする労働者が主として従事している業務についてのみ派遣が認められること、港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣中の労働者について港湾労働法第23条の規定により適用する派遣法第45条に基づく労働安全衛生上の措置等を講ずる必要があること等についての必要な指導を行う。</p> <p>また、港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握に努め、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。</p> <p>さらに、一般財団法人港湾労働安定協会と協力し、同制度の一層の周知に努めるとともに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。</p> <p>ロ 港湾労働者雇用安定センターに対する指導及び助言の実施</p> <p>港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するため、港湾労働者雇用安定センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。</p> <p>(2) 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置</p> <p>イ 事業主支援業務の適正な実施</p> <p>港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、事業主及び事業主</p>	<p>能力の開発及び向上に対する事業主の自覚の高揚に努め、事業主に対して港湾技能研修センターの積極的利用を促す。</p> <p>ハ 事業主が講ずる措置</p> <p>荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化に留意しつつ、その雇用する港湾労働者の職業生活の全期間を通じた段階的かつ体系的な教育訓練を行うよう配慮する。</p> <p>5 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項</p> <p>(1) 労働局及び公共職業安定所が講ずる措置</p> <p>イ 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するための事業主に対する指導等の実施</p> <p>港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保し、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、事業主に対し、同制度の趣旨を徹底するとともに、労働者派遣契約の締結に際して、港湾労働者雇用安定センターのあっせんを受けることが適当であること等同制度の適正な運営を確保するために必要な指導を行う。</p> <p>また、港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握に努め、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。</p> <p>さらに、一般財団法人港湾労働安定協会と協力し、同制度の一層の周知に努めるとともに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。</p> <p>(令和4年11月末現在 許可事業所59事業所)</p> <p>ロ 港湾労働者雇用安定センターに対する指導及び助言の実施</p> <p>港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するため、港湾労働者雇用安定センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。</p> <p>(2) 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置</p> <p>イ 事業主支援業務の適正な実施</p> <p>港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、事業主及び事業主</p>
--	--

団体と密接な連携を図り、港湾労働者派遣契約の締結のあっせんを行うに際し、港湾労働者に従事させようとしている業務の具体的内容又は当該業務に従事するに際して必要な技能等に関する港湾派遣元事業主又は港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からのあっせん申込み内容をきめ細かに収集又は確認の上であっせん先に対して情報提供を行う等港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者の双方の要請を満たせるよう、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。

ロ 雇用安定事業関係業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、派遣労働者に従事させようとする業務の内容等、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からの労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細かに確認するとともに、派遣元責任者に対する研修を行うほか、事業主、港湾労働者その他の関係者に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。

(3) 事業主及び事業主団体が講ずる措置

イ 港湾労働者雇用安定センターへの協力

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、港湾労働者の派遣の送り出し又は受入れを求める場合には、港湾労働者雇用安定センターに対して、港湾派遣労働者が従事予定の具体的な業務内容又は当該業務に従事するに際して港湾派遣労働者に必要とされる技能等事業所における港湾労働者の需給の状況に関するできる限り具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。

ロ 許可基準等の遵守

港湾労働者派遣制度は、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るための制度であることを理解し、港湾労働者派遣制度の許可基準とされている自己の営む港湾運送事業に付随した港湾労働者派遣事業の実施、適正な派遣料金、派遣就業の日数の上限等を遵守するとともに、一定の経験・資格を有する者のみを港湾労働者派遣制度の対象者とし、港湾労働法第 23 条の規定により適用する派遣法第 45 条に基づく労働安全衛生上の措置等を的確に実施する等、港湾労働者派遣制度を同制度の趣旨に沿って活用する。

ハ 事業主団体が講ずる措置

事業主が講ずるイ及びロの措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。

団体と密接な連携を図り、港湾労働者派遣契約の締結のあっせんを行うに際し、港湾労働者に従事させようとしている業務の具体的内容又は当該業務に従事するに際して必要な技能等に関する港湾派遣元事業主又は港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からのあっせん申込み内容をきめ細かに収集又は確認の上であっせん先に対して情報提供を行う等港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者の双方の要請を満たせるよう、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。

ロ 雇用安定事業関係業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、派遣労働者に従事させようとする業務の内容等、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からの労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細かに確認するとともに、派遣元責任者に対する研修を行うほか、事業主、港湾労働者その他の関係者に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。

(3) 事業主及び事業主団体が講ずる措置

イ 港湾労働者雇用安定センターへの協力

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、港湾労働者の派遣の送り出し又は受入れを求める場合には、港湾労働者雇用安定センターに対して、港湾派遣労働者が従事予定の具体的な業務内容又は当該業務に従事するに際して港湾派遣労働者に必要とされる技能等事業所における港湾労働者の需給の状況に関するできる限り具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。

ロ 許可基準等の遵守

港湾労働者派遣制度は、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るための制度であることを理解し、港湾労働者派遣制度の許可基準とされている自己の営む港湾運送事業に付随した港湾労働者派遣事業の実施、適正な派遣料金、派遣就業の日数の上限等を遵守するとともに、一定の経験・資格を有する者のみを港湾労働者派遣制度の対象者とし、港湾労働法第 23 条の規定により適用する派遣法第 45 条に基づく労働安全衛生上の措置等を的確に実施する等、港湾労働者派遣制度を同制度の趣旨に沿って活用する。

ハ 事業主団体が講ずる措置

事業主が講ずるイ及びロの措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。

第22回大阪地方労働審議会港湾労働部会

大阪労働局 説明資料（2）

令和5年1月23日

港湾労働者数の推移

(単位:人)

年度	企業常用		センター常用	登録日雇	合計
		派遣対象			
S41	9,395			2,799	12,194
42	10,077			2,424	12,501
43	11,278			2,228	13,506
44	11,034			1,822	12,856
45	11,421			1,518	12,939
46	10,616			1,200	11,816
47	9,993			964	10,957
48	9,800			924	10,724
49	10,047			636	10,683
50	9,055			375	9,430
51	8,585			364	8,949
52	7,999			354	8,353
53	7,454			302	7,756
54	7,151			297	7,448
55	7,055			290	7,345
56	6,874			284	7,158
57	6,648			228	6,876
58	6,571			220	6,791
59	6,532			207	6,739
60	6,602			202	6,804
61	6,362			179	6,541
62	6,193			174	6,367
63	6,058		43		6,101
H元	6,074		38		6,112
2	6,029		33		6,062
3	6,075		32		6,107
4	5,994		30		6,024
5	5,932		29		5,961
6	5,923		27		5,950
7	5,815		24		5,839
8	5,769		20		5,789
9	5,532		20		5,552
10	5,314		19		5,333
11	5,230		17		5,247
12	5,201	1,993			5,201
13	5,372	2,099			5,372
14	5,343	2,204			5,343
15	5,310	2,086			5,310
16	5,290	2,049			5,290
17	5,309	2,028			5,309
18	5,416	2,027			5,416
19	5,717	2,059			5,717
20	5,932	2,047			5,932
21	5,837	2,025			5,837
22	5,939	2,026			5,939
23	6,104	2,032			6,104
24	6,183	1,999			6,183
25	6,367	2,004			6,367
26	6,811	1,990			6,811
27	6,959	1,949			6,959
28	7,082	2,015			7,082
29	6,978	2,061			6,978
30	7,036	2,029			7,036
R元	7,135	2,012			7,135
2	7,134	2,029			7,134
3	7,072	1,946			7,072

注:各年度末時点のデータ

六大港の常用港湾労働者数

	東京	横浜	名古屋	大阪	神戸	関門	合計
令和4年3月末	4,530 (▲2.1)	8,131 (▲1.3)	5,430 (▲1.4)	7,072 (▲0.9)	5,437 (▲1.5)	3,432 (▲0.4)	34,032 (▲1.3)
令和3年3月末	4,629	8,234	5,505	7,134	5,517	3,447	34,466

※()は、前年同月比%

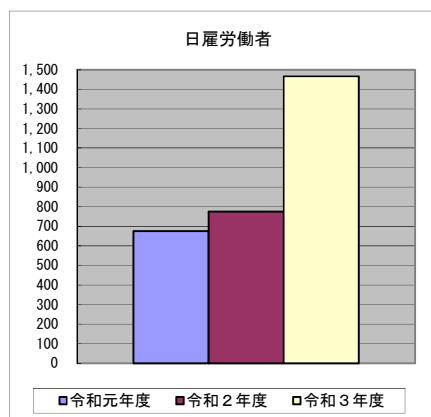
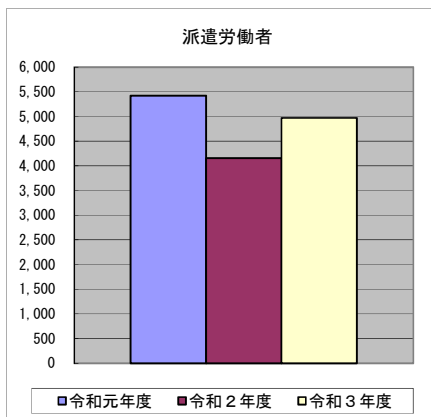
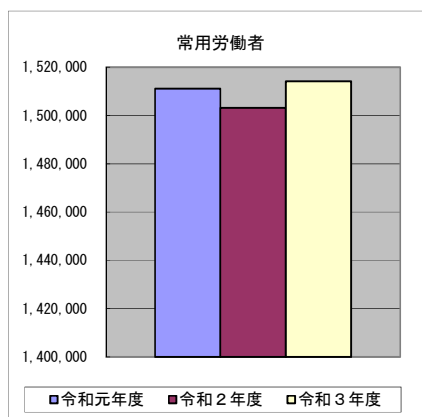
六大港港湾労働者就労状況(令和3年度月平均)

	就労延日数(合計)				就労形態比(%)		
	(人日)	常用労働者	派遣労働者	日雇労働者	常用労働者	派遣労働者	日雇労働者
東京	82,263	79,735	91	2,437	96.9	0.1	3.0
横浜	124,516	112,687	643	11,186	90.5	0.5	9.0
名古屋	92,829	92,514	315	0	99.7	0.3	0.0
大阪	126,719	126,183	414	122	99.6	0.3	0.1
神戸	85,422	83,474	373	1,576	97.7	0.4	1.8
関門	42,826	41,150	367	1,309	96.1	0.9	3.1
六大港合計	554,576	535,742	2,203	16,630	96.6	0.4	3.0

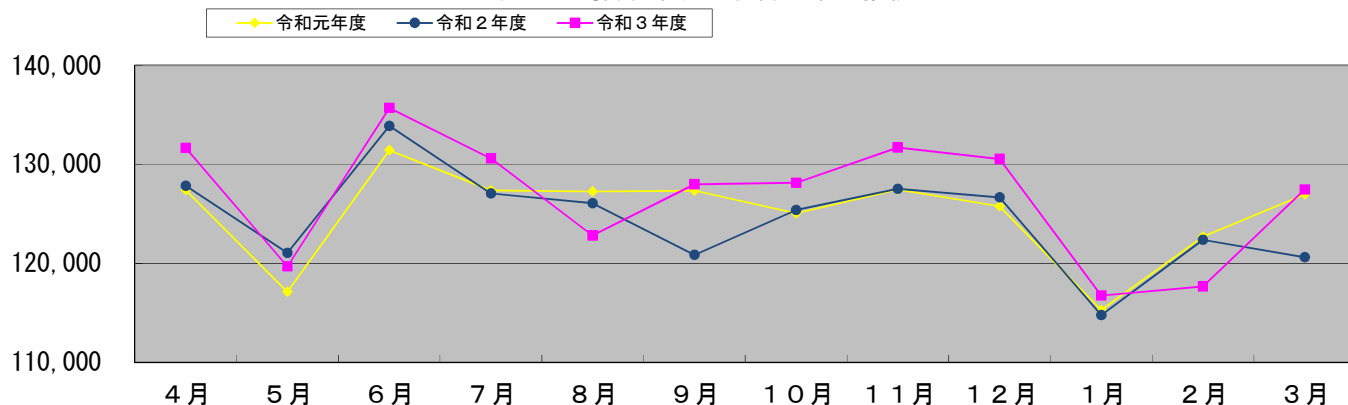
(※小数点第一位を四捨五入して各項目の月平均を算出しているため、各項目を合計した数字が合計欄と一致しないことがあります。)

大阪港港湾労働者就労状況表

	就労延数 (合計)	常用労働者	派遣労働者	日雇労働者	就労形態比		
					常用	派遣	日雇
令和元年度	1,517,251 (0.3)	1,511,153 (0.3)	5,423 (12.5)	675 (▲ 23.7)	99.6	0.4	0.0
月平均	126,438	125,929	452	56			
令和2年度	1,508,148 (▲ 0.6)	1,503,218 (▲ 0.5)	4,154 (▲ 23.4)	776 (15.0)	99.7	0.3	0.1
月平均	125,679	125,268	346	65			
令和3年 4月	131,659 (1.0)	131,115 (0.9)	473 (32.9)	71 (69.0)	99.6	0.4	0.1
5月	119,693 (3.1)	119,161 (3.0)	355 (11.3)	177 (234.0)	99.6	0.3	0.1
6月	135,701 (1.3)	134,985 (1.1)	434 (16.7)	282 (394.7)	99.5	0.3	0.2
7月	130,606 (▲ 0.0)	130,140 (▲ 0.1)	391 (33.4)	75 (29.3)	99.6	0.3	0.1
8月	122,817 (2.2)	122,245 (2.1)	418 (21.9)	154 (234.8)	99.5	0.3	0.1
9月	127,970 (1.1)	127,480 (1.0)	433 (18.0)	57 (5.6)	99.6	0.3	0.0
10月	128,122 (▲ 1.5)	127,539 (▲ 1.7)	427 (43.3)	156 (231.9)	99.5	0.3	0.1
11月	131,692 (6.2)	131,204 (6.2)	423 (1.2)	65 (47.7)	99.6	0.3	0.0
12月	130,524 (1.9)	129,800 (1.7)	477 (38.3)	247 (414.6)	99.4	0.4	0.2
令和4年 1月	116,734 (▲ 0.1)	116,336 (▲ 0.2)	348 (27.9)	50 (16.3)	99.7	0.3	0.0
2月	117,665 (▲ 2.6)	117,243 (▲ 2.5)	378 (6.5)	44 (▲ 62.7)	99.6	0.3	0.0
3月	127,447 (▲ 2.4)	126,942 (▲ 2.4)	416 (0.0)	89 (▲ 46.4)	99.6	0.3	0.1
令和3年度	1,520,630 (0.8)	1,514,190 (0.7)	4,973 (19.7)	1,467 (89.0)	99.6	0.3	0.1
月平均	126,719	126,183	414	122			
令和4年 4月	127,938 (▲ 2.8)	127,543 (▲ 2.7)	338 (▲ 28.5)	57 (▲ 19.7)	99.7	0.3	0.0
5月	118,175 (▲ 1.3)	117,498 (▲ 1.4)	395 (11.3)	282 (59.3)	99.4	0.3	0.2
6月	133,055 (▲ 1.9)	132,605 (▲ 1.8)	389 (▲ 10.4)	61 (▲ 78.4)	99.7	0.3	0.0
7月	126,287 (▲ 3.3)	125,730 (▲ 3.4)	484 (23.8)	73 (▲ 2.7)	99.6	0.4	0.1
8月	122,259 (▲ 0.5)	121,612 (▲ 0.5)	470 (12.4)	177 (14.9)	99.5	0.4	0.1
9月	122,481 (▲ 4.3)	121,938 (▲ 4.3)	496 (14.5)	47 (▲ 17.5)	99.6	0.4	0.0
10月	122,205 (▲ 4.6)	121,457 (▲ 4.8)	580 (35.8)	168 (7.7)	99.4	0.5	0.1
11月	124,453 (▲ 5.5)	124,023 (▲ 5.5)	380 (▲ 10.2)	50 (▲ 23.1)	99.7	0.3	0.0
12月							
令和5年 1月							
2月							
3月							
令和4年度	996,853	992,406	3,532	915	99.6	0.4	0.1
月平均	124,607	124,051	442	114			



大阪港港湾労働者月別就労日数の推移



港湾労働者の年齢構成

令和4年11月末現在

年齢	船内	はしけ	沿岸	いかだ	関連	倉庫	港湾	合計	年齢層	年齢別計	構成比
①20歳未満	0	0	14	0	2	5	30	51	30歳未満	1,042	14.9%
②20～24歳	9	3	126	0	8	29	233	408			
③25～29歳	17	0	248	0	5	45	268	583			
④30～34歳	14	2	263	0	13	51	291	634	30歳以上 40歳未満	1,437	20.5%
⑤35～39歳	26	2	315	0	26	81	353	803			
⑥40～44歳	28	6	348	0	28	110	337	857	40歳以上 50歳未満	1,941	27.7%
⑦45～49歳	38	1	455	0	39	143	408	1,084			
⑧50～54歳	41	8	461	1	25	137	478	1,151	50歳以上	2,575	36.8%
⑨55～59歳	36	1	307	0	24	102	278	748			
⑩60～64歳	6	1	203	0	7	60	189	466			
⑪65～69歳	4	1	55	1	6	2	64	133			
⑫70歳以上	0	1	48	1	1	0	26	77			
合計	219	26	2,843	3	184	765	2,955	6,995	—	6,995	—

(※構成比は小数点第二位を四捨五入)

	船内	はしけ	沿岸	いかだ	関連	倉庫	港湾	合計
平均年齢	45.04歳	44.69歳	44.73歳	63.66歳	45.08歳	45.35歳	43.11歳	44.14歳

(※小数点第三位以下切捨て)

令和4年度

事業所訪問及び港湾パトロール実施状況

	訪問事業所数	パトロール回数	検査事業所数	隻数	上屋・倉庫
令和4年 4月	6社 (3)	6回 (7)	5社 (7)	0隻 (0)	6回 (7)
5月	4社 (2)	5回 (3)	5社 (4)	0隻 (0)	5回 (4)
6月	4社 (5)	5回 (5)	9社 (7)	0隻 (2)	7回 (4)
7月	5社 (5)	6回 (6)	11社 (10)	0隻 (3)	12回 (6)
8月	4社 (1)	6回 (1)	8社 (1)	0隻 (0)	7回 (1)
9月	7社 (0)	7回 (0)	10社 (0)	0隻 (0)	10回 (0)
10月	4社 (10)	5回 (11)	6社 (12)	0隻 (0)	6回 (13)
11月	5社 (7)	8回 (10)	12社 (15)	0隻 (1)	12回 (13)
12月	(17)	(10)	(10)	(0)	(10)
令和5年 1月	(9)	(7)	(8)	(0)	(8)
2月	(1)	(5)	(7)	(0)	(7)
3月	(0)	(5)	(5)	(0)	(5)
合計	39社 (60)	48回 (70)	66社 (86)	0隻 (6)	65回 (78)

※()内は昨年度

※雇用秩序連絡会議委員によるパトロール(7月8日/11月25日/11月29日実施済)

※大阪港湾労働関係行政合同立入検査(6月22日/10月21日実施済、2月頃に1回実施予定)

港湾パトロールにおける指導状況

	ワッペン未貼付	ヘルメット未着
令和4年 4月	0件 (0)	0件 (0)
5月	0件 (0)	0件 (1)
6月	0件 (0)	0件 (0)
7月	0件 (0)	0件 (0)
8月	0件 (0)	0件 (0)
9月	0件 (0)	1件 (0)
10月	0件 (0)	0件 (2)
11月	0件 (0)	0件 (0)
12月	(0)	(0)
令和5年 1月	(0)	(0)
2月	(0)	(0)
3月	(0)	(0)
合計	0件 (0)	1件 (3)

※()内は昨年度

事業所指導状況 (重大違法事象)

項目	件数
港湾労働法関係	0件 (0)

※()内は昨年度

令和4年度 港湾労働法遵守強化旬間行事実施結果

実施項目	実施内容	実施期間等
1 横断幕等による 周知・啓発	① 横断幕・懸垂幕(大阪港所) ・標 語:正しい雇用で明るい港湾 ・掲出場所:大阪港労働公共職業安定所	11月1日から11月30日まで掲出 (10月31日設置・12月1日撤去)
	② 立看板(大阪港所) ・掲出場所:高野堀交差点(港区港晴2丁目) 汐見埠頭(泉大津市汐見町)	
2 文書等による 周知・啓発	事業主への周知、啓発(局) 周知・啓発文書、ポスターを関係事業主へ郵送	10月31日発送
3 陸上・岸壁・海上 キャンペーン	① 陸上キャンペーン(大阪港所) 事業所を訪問の上、リーフレットを配布し、 港湾労働法遵守の呼びかけ	11月15日発送 (今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、事業所の訪問ではなく、リーフレット・タオルの郵送にて実施)
	② 岸壁キャンペーン(局・大阪港所) 幟及び拡声器を使用した港湾労働法遵守の呼びかけ	11月8日 南港
		11月14日 大阪港 11月24日 堺泉北港
③ 海上キャンペーン(局・大阪港所) 広報船による港湾労働法遵守の呼びかけ	11月21日	
4 啓発会議等	大阪港港湾雇用秩序連絡会議(局・大阪港所)	10月24日
	雇用管理者研修会で周知・啓発(大阪港所)	11月11日
5 共同パトロール	大阪港港湾雇用秩序連絡会議委員による港湾荷役	11月25日 大阪港方面
	作業現場の巡視(局・大阪港所)	11月29日 堺泉北港方面

大阪港における派遣許可事業所状況

令和4年11月30日 現在

派遣許可事業所 59事業所 61業務

派遣登録者数 1,935名

派遣事業対象業務種類	許可事業所数	派遣登録者数
船内荷役作業	0事業所	1名
はしけ作業	1事業所	0名
沿岸荷役作業	33事業所	266名
いかだ作業	0事業所	0名
船舶貨物整備作業	7事業所	99名
倉庫作業	1事業所	19名
港湾作業	19事業所	1,550名
合計	61事業所	1,935名

※ 1社で複数の許可を受けている場合がある。

大阪港、堺泉北港における海運貨物取扱トン数の推移

年	大阪港	指数	堺泉北港	指数	合計	指数
S41	40,242,419	100	19,616,271	100	59,858,690	100
42	45,640,530	113	26,993,070	138	72,633,600	121
43	48,261,235	120	33,982,851	172	82,244,086	137
44	50,361,077	125	40,593,490	207	90,954,567	152
45	54,528,671	136	49,120,562	250	103,649,233	173
46	54,930,667	136	63,987,762	326	118,918,429	199
47	61,259,987	152	67,248,712	343	128,508,699	215
48	75,497,006	188	76,067,117	388	151,564,123	253
49	77,065,689	192	69,845,097	356	146,910,786	245
50	73,674,165	183	61,559,383	314	135,233,548	226
51	78,819,153	196	61,950,216	316	140,769,369	235
52	78,911,570	196	64,660,925	329	143,572,495	239
53	79,142,321	197	63,903,217	326	143,045,538	239
54	83,351,046	207	67,604,613	345	150,955,659	252
55	83,908,235	209	63,549,016	324	147,457,251	246
56	84,375,371	210	63,180,418	322	147,555,789	247
57	84,948,698	211	61,777,003	315	146,725,701	245
58	84,038,754	209	58,683,199	299	142,721,953	238
59	88,190,496	219	63,283,493	323	151,473,989	253
60	86,142,828	214	62,962,863	321	149,105,691	249
61	81,763,800	203	60,983,858	311	142,747,658	238
62	83,491,478	207	64,744,558	330	148,236,036	248
63	86,303,368	214	70,094,604	357	156,397,972	261
H元	94,629,256	235	69,836,742	356	164,465,998	275
2	97,378,352	242	69,595,341	355	166,973,693	279
3	98,658,628	245	72,968,720	372	171,627,348	287
4	95,108,751	236	71,512,339	365	166,621,090	278
5	92,327,351	229	72,213,396	368	164,540,747	275
6	91,137,362	226	75,800,646	386	166,938,008	279
7	121,667,899	302	83,548,217	426	205,216,116	343
8	104,640,306	260	82,165,540	419	186,805,846	312
9	101,923,974	253	78,382,493	400	180,306,467	301
10	86,689,389	215	76,281,515	389	162,970,904	272
11	85,390,676	212	72,308,772	369	157,530,582	263
12	92,948,008	231	74,519,478	380	167,467,486	280
13	89,757,413	223	67,667,634	345	157,425,047	263
14	86,499,974	215	66,030,539	337	152,530,513	255
15	89,686,523	223	66,657,066	340	156,343,589	261
16	93,147,337	231	72,750,198	371	165,897,535	277
17	93,142,441	231	73,047,768	372	166,190,209	278
18	95,534,573	237	74,484,752	380	170,019,325	284
19	96,680,235	240	74,289,363	379	170,969,598	286
20	92,976,112	231	77,936,961	397	170,913,073	286
21	80,944,290	201	61,887,933	315	142,832,223	239
22	85,283,324	212	67,809,456	346	153,092,780	256
23	88,095,664	219	67,253,935	343	155,349,599	260
24	86,403,017	215	74,984,284	382	161,387,301	270
25	86,978,280	216	71,791,006	366	158,769,286	265
26	86,470,901	215	74,258,492	379	160,729,393	269
27	79,972,035	199	70,784,333	361	150,756,368	252
28	82,203,822	204	74,092,985	378	156,296,807	261
29	84,665,742	210	72,111,791	368	156,777,533	262
30	84,278,920	209	72,116,118	368	156,395,038	261
R元	85,189,129	212	69,245,208	353	154,434,337	258
2	80,546,803	200	65,078,466	332	145,625,269	243
3	84,667,906	210	61,340,697	313	146,008,603	244

資料出所：大阪港湾局

(単位：トン)

第22回大阪地方労働審議会港湾労働部会

一般財団法人港湾労働安定協会 説明資料

令和5年1月23日

主要業務取扱状況

1. 港湾労働者派遣事業取扱状況

	あつ旋申込数				派遣成立数				派遣不調数				
	合計	船内	沿岸	関連	合計	船内	沿岸	関連	合計	船内	沿岸	関連	
令和2年度	4,935	3,070	1,219	646	4,154	2,892	1,219	43	4,934	4,933	0	1	
令和3年度	6,440	4,643	1,048	749	4,973	3,890	1,048	35	3,256	3,256	0	0	
累計 (11月まで)	4,391	3,157	718	516	3,354	2,614	718	22	2,182	2,182	0	0	
対前年度比	+1.3%	+7.0%	-16.0%	-9.7%	+5.3%	+11.2%	-16.0%	+0.0%	-16.6%	-16.6%	—	—	
令和4年度	4月	544	404	67	73	473	404	67	2	319	319	0	0
		395	267	71	57	338	267	71	0	299	299	0	0
	5月	532	386	76	70	355	275	76	4	197	197	0	0
		677	548	68	61	395	322	68	5	237	237	0	0
	6月	716	550	98	68	434	329	98	7	208	208	0	0
		450	302	85	63	389	302	85	2	303	303	0	0
	7月	466	294	97	75	391	294	97	0	159	159	0	0
		557	424	75	58	484	407	75	2	147	147	0	0
	8月	572	433	87	52	418	327	87	4	342	342	0	0
		647	514	63	70	470	401	63	6	206	206	0	0
	9月	490	352	81	57	433	352	81	0	341	341	0	0
	543	422	74	47	496	422	74	0	225	225	0	0	
10月	583	413	100	70	427	324	100	3	333	333	0	0	
	748	595	100	53	580	480	100	0	206	206	0	0	
11月	488	325	112	51	423	309	112	2	283	283	0	0	
	430	306	67	57	380	306	67	7	197	197	0	0	

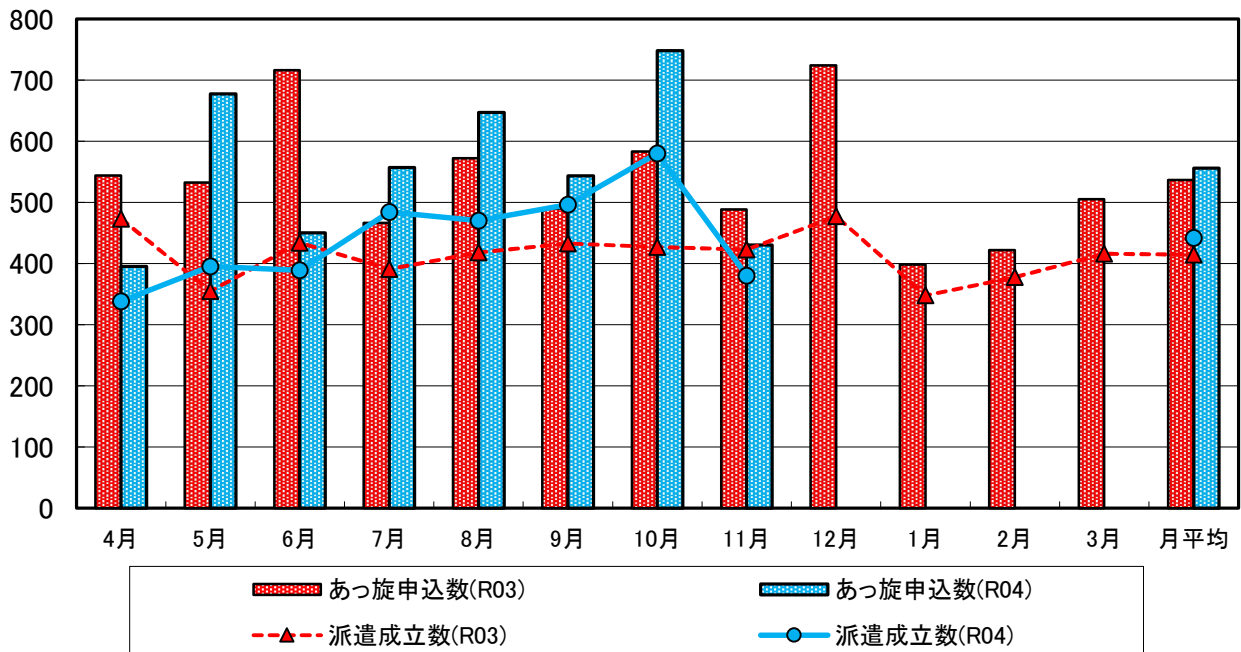
網掛けの欄は現年度、その上段は前年度

「派遣不調数」は、派遣可能者のうち派遣契約が成立せず派遣できなかったもの

「派遣不調数」の「船内」は、港湾荷役を含む

「関連」は、船舶貨物整備

あつ旋申込および派遣状況



2. 港湾労働者 派遣日数別就労状況

単位(人)

	延人員 合計	就 労 日 数 別 実 人 員								
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	全数	月平均
令和2年度	4,143	634	334	263	223	123	64	23	1,664	138.7
令和3年度	4,968	763	426	321	236	130	79	46	2,001	166.8
令和3年度(11月まで)	3,353	509	292	227	149	89	57	28	1,351	168.9
令和4年度(11月まで)	3,492	530	296	220	113	79	68	65	1,371	171.4
対前年度比	+4.1%	+4.1%	+1.4%	-3.1%	-24.2%	-11.2%	+19.3%	+132.1%	+1.5%	+2.5p

3. 講習等開催状況

	内 容	実 施 日	備 考
派遣元責任者講習	港湾労働者派遣事業の適正な運営の確保について 労働基準法等の適用に関する特例について	令和4年6月15日(水)	修了者 35名 (29社)
	派遣元責任者の職務遂行上の留意点等について 港湾労働者派遣事業の運営状況等について	令和4年10月12日(水)	修了者 26名 (22社)

	内 容	開 催 日	備 考
雇用管理者研修会	<p>【講 義】</p> <p>「大阪港における雇用秩序の維持について」 大阪港労働公共職業安定所</p> <p>「港湾技能研修センターの利用促進について」 一般財団法人港湾労働安定協会 港湾技能研修センター</p> <p>【講 演】</p> <p>「港湾運送事業法の概要等について」 講 師 近畿運輸局 海事振興部 貨物・港運課 課長補佐 片山 裕也 氏</p>	令和4年11月11日(金)	参加者 55名 (50社)

六大港支部別派遣事業取扱状況

1. 派遣許可事業所・派遣対象労働者状況

	派遣許可事業所数						派遣対象労働者数											
	合計	東京	横浜	川崎	名古屋	大阪	神戸	関門	下関	合計	東京	横浜	川崎	名古屋	大阪	神戸	関門	下関
03年3月	293	35	59	13	35	60	55	35	1	9,502	755	1,145	180	2,348	2,029	1,991	1,093	21
04年3月	292	35	58	13	35	60	55	35	1	9,543	793	1,207	172	2,284	1,946	2,050	1,067	24
04年11月	291	35	58	13	35	59	55	35	1	9,620	793	1,297	165	2,262	1,935	2,041	1,104	23

2. 派遣業務取扱状況

	あっ旋申込数									派遣成立数								
	合計	東京	横浜	川崎	名古屋	大阪	神戸	関門	下関	合計	東京	横浜	川崎	名古屋	大阪	神戸	関門	下関
令和2年度	208,209	48,819	83,220	27,846	2,900	4,935	21,413	17,686	1,390	22,316	924	3,547	3,122	2,900	4,154	2,987	4,641	41
令和3年度	229,059	51,029	95,471	25,557	3,834	6,440	26,120	19,299	1,309	26,894	1,094	4,963	2,752	3,834	4,973	4,472	4,720	86
累計 (11月まで)	153,660	34,931	63,111	17,152	2,585	4,391	17,263	13,322	905	17,736	761	3,153	1,760	2,585	3,354	2,902	3,155	66
対前年度比	+3.2%	+2.1%	+4.7%	-0.3%	-7.0%	+1.3%	+8.5%	-2.2%	+23.9%	+1.9%	-27.7%	+11.2%	+21.0%	-7.0%	+5.3%	+5.3%	-9.6%	-37.9%
4月	19,928	4,736	8,066	2,255	352	544	2,092	1,800	83	2,341	105	386	240	352	473	294	483	8
5月	19,418	4,315	8,163	2,222	305	395	2,383	1,493	142	2,294	58	528	290	305	338	383	382	10
6月	17,874	4,160	7,160	2,117	338	532	1,826	1,645	96	2,059	146	335	293	338	355	222	356	14
7月	18,452	4,178	7,478	1,943	219	677	2,262	1,557	138	2,090	56	342	306	219	395	399	369	4
8月	19,903	4,564	8,189	2,367	333	716	2,301	1,365	68	2,203	94	350	243	333	434	416	325	8
9月	20,598	4,634	8,590	2,350	359	450	2,386	1,711	118	2,275	74	503	278	359	389	327	343	2
10月	19,069	4,363	8,023	2,156	379	466	2,103	1,498	81	2,081	58	438	206	379	391	343	262	4
11月	19,905	4,480	8,162	2,213	330	557	2,407	1,636	120	2,391	69	461	299	330	484	433	313	2
令和4年度	18,893	4,331	7,575	2,018	433	572	2,234	1,624	106	2,264	105	357	158	433	418	407	378	8
	20,265	4,652	8,306	2,288	306	647	2,357	1,598	111	2,322	85	402	333	306	470	367	351	8
	18,444	4,207	7,490	2,016	273	490	2,201	1,689	78	2,237	91	387	199	273	433	422	430	2
	19,272	4,335	8,189	2,003	316	543	2,254	1,519	113	2,217	81	370	223	316	496	391	338	2
	19,358	4,273	7,984	1,898	209	583	2,195	2,096	120	2,243	82	432	179	209	427	377	533	4
	20,465	4,302	8,741	2,065	240	748	2,368	1,874	127	2,333	58	479	208	240	580	403	363	2
	20,191	4,297	8,624	2,325	268	488	2,311	1,605	273	2,308	80	468	242	268	423	421	388	18
	20,179	4,754	8,425	2,023	329	430	2,320	1,646	252	2,146	69	420	192	329	380	353	392	11

網掛けの欄は現年度、その上段は前年度

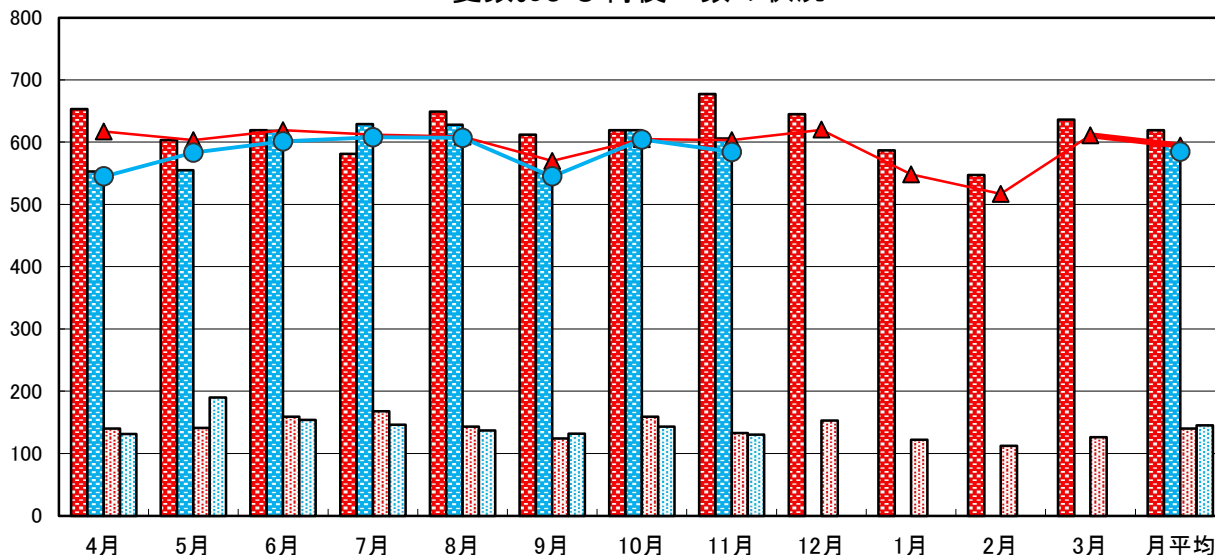
大阪港船内荷役取扱状況

資料提供 大阪船内荷役協会

	隻数	口数												
		合計	革新船荷役				在来船荷役							
			合計	コンテナ	車・重機	その他	合計	雑貨等	青果・冷凍	鋼材等	原木・製材	車・機械	撒物	
令和2年度	7,154	8,905	7,390	6,255	971	164	1,515	98	107	975	147	22	166	
令和3年度	7,134	9,108	7,428	6,187	1,038	203	1,680	94	117	1,139	121	30	179	
累計 (11月まで)	4,838	6,180	5,013	4,186	700	127	1,167	67	95	767	80	21	137	
対前年度比	-3.3%	-4.2%	-5.0%	-3.2%	-11.7%	-30.7%	-0.3%	+16.4%	+1.1%	-1.4%	+23.8%	+85.7%	-30.7%	
令和4年度	4月	617	793	653	544	88	21	140	4	8	103	6	6	13
	5月	603	744	603	497	89	17	141	9	16	96	8	3	9
	6月	619	778	619	505	97	17	159	16	18	87	18	1	19
	7月	612	749	581	486	89	6	168	5	20	109	10	3	21
	8月	609	792	649	544	76	29	143	11	8	90	12	0	22
	9月	570	736	612	514	86	12	124	6	7	81	9	4	17
	10月	605	778	619	516	93	10	159	11	8	111	7	1	21
	11月	603	810	677	580	82	15	133	5	10	90	10	3	15
	12月	584	736	606	531	74	1	130	6	9	87	11	9	8

網掛けの欄は現年度、その上段は前年度

隻数および荷役口数の状況



■ R03 革新口数 ■ R04 革新口数 ■ R03 在来口数 ■ R04 在来口数 ▲ R03 隻数 ● R04 隻数

	隻数	口数				革新船荷役 占有率 (%)
		合計	革新船荷役	在来船荷役		
3年度	7,134 (-0.3)	9,108 (+2.3)	7,428 (+0.5)	1,680 (+10.9)	81.6%	
4年度	4,677 (-3.3)	5,923 (-4.2)	4,760 (-5.0)	1,163 (-0.3)	80.4%	

()内は対前年度比(%)、本年度は令和4年11月までの累計